

「総合的な学習の時間」における家庭・地域等と連携した 学校外学習の位置づけの明確化について

これまでの総合的な学習の時間

教師の直接的指導の下で「教室」で実施されることが多い。
（「職場体験」など、教師の間接的な指導の下で、教室外で行われることもある。）

学校・教室での学習

学校外の学習
（平日の通常授業時間内）

・地域調べ（商店街、街並み等）、職場体験等

これからの総合的な学習の時間

教師の直接的指導だけでなく、家庭や地域と連携しながら、
様々な場を通じて、児童生徒が主体的に探究を行う

学校・教室での学習

学校外の学習
（夏季休業期間や土日等含む）

・地域の教育資源を活用した実践的な学習活動
例) 地域調べ（商店街、街並み、安全マップ、外来生物等）
職場体験・職業調べ
図書館や博物館・公民館等を活用した調べ学習

○今次改訂では、児童生徒が実社会・実生活の中から主体的に課題を見付け、その解決に向けて多様な他者と協働しながら、情報を収集・分析し、解決策をまとめ・表現する探究的な活動を重視して、アクティブ・ラーニングを推進。

○総合的な学習の時間は、従来から、職場体験や地域調べ等、家庭や地域と連携しつつ展開されてきたが、こうした連携は限定的だった。

○ **夏季休業期間や土日等を含めた学校外における総合的な学習の時間の授業を行う条件を明確化**することにより、児童生徒の多様な課題に応じた探究の機会の充実を図る。

【条件】指導計画上の位置づけ（目標、内容、学習活動、指導方法・体制、学習の評価）が明確であって、**家庭・地域との連携の取組が充実している場合など**には各学校等の判断により、**総合的な学習の時間の一定割合（1/4程度）**は、学校外での学習についても、授業として位置付けることができる。

○これにより、地域の教育資源の活用による学習の多様化が進むとともに、夏休み等を活用しつつ、**過当たりの授業時数を増やさずに、弾力的に授業を行う**ことができる。

○このことは、学校と家庭・地域との連携の推進、学校教育と社会教育との相互の教育機能の充実による学校の働き方改革等にもつながる。